

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	特別児童扶養手当等給付		担当部局庁	社会・援護局 障害保健福祉部	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和39年度		担当課室	企画課	井上 誠一			
会計区分	一般会計		政策・施策名	Ⅷ-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条、第14条、第17条及び第26条の2 国民年金法等の一部を改正する法律付則第97条		関係する計画、通知等	事務取扱交付金交付要綱等				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図るものである。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	別紙1のとおり。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input checked="" type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算の状況	当初予算	136,743	140,441	152,142	149,222	151,495	
		補正予算			△ 6,703			
		繰越し等	604	1,255				
		計	137,347	141,696	145,438	149,222	151,495	
	執行額	137,048	141,270	143,965				
執行率(%)	99.78%	99.70%	98.99%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)	
	障害認定基準に該当した者に対して、手当を支給するものであるため、数値で定量的に指標を示すのは困難。		成果実績	—	—	—	—	
			達成度	%	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	特別児童扶養手当は、支給対象児童数 その他の手当は、受給者数		活動実績 (当初見込み)	人	特別児童扶養手当 198,238 (192,869)	204,671 (200,576)	217,225 (223,597)	— (221,084)
	※ 活動実績は各年度末の実績件数により算出。 ※ 東日本大震災の影響により、22年度の活動実績については、特別児童扶養手当は福島県、特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当(以下「その他の手当」という。)は岩手県、宮城県を除いて集計。23年度の活動実績については、特別児童扶養手当は福島県、その他の手当は宮城県、福島県を除いて集計。24年度の活動実績については、その他の手当は福島県を除いて集計。				特別障害者手当 114,328 (114,397)	115,407 (118,030)	118,333 (123,145)	— (122,368)
		障害児福祉手当 64,682 (64,952)	64,094 (67,815)	65,087 (68,802)	— (67,085)			
		経過的福祉手当 7,165 (7,722)	6,411 (7,136)	5,807 (6,381)	— (5,761)			
単位当たりコスト	事務費等(4,461円/人)		算出根拠	968,953,877円(24年度事務費等執行額) /217,225人(24年度特別児童扶養手当支給対象児童数)				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	特別児童扶養手当支給業務庁費	13	13	特別児童扶養手当1級、障害児福祉手当及び経過的福祉手当については受給者の減少が見込まれるものの、特別児童扶養手当2級及び特別障害者手当については受給者の増加が見込まれるため。				
	事務取扱交付金	966	1,060					
	特別児童扶養手当給付費	110,048	112,240					
	特別障害者手当等給付費負担金	38,195	38,182					
計	149,222	151,495						

事業所管部局による点検						
	項目	評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	毎年受給者数が増加している事業であり、国費を投入しなければ事業目的は達成できない。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	認定事務については地方公共団体が行っているが、手当の支給については特別児童扶養手当は国が全額負担し、特別障害者手当等は国が3/4負担している。			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	毎年受給者数が増加している事業であり、優先度の高い事業である。			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	システムの運用・保守業務については一般競争入札を実施しており、他の支出先については、都道府県、市町村及び受給者のみに限定されている。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	特別児童扶養手当については国が全額負担し、特別障害者手当等については国が3/4負担している。			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	直近の実績を勘案した受給者数の伸び率を用いて算出しており、適正な水準となっている。			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	指導監査を毎年実施しており、手当給付制度の適正な運用を図っている。			
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	手当給付に必要なものに限定して支出している。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-				
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	見込みはほぼ前年の実績を基に算出しているが、活動実績はほぼ見込み通りとなっている。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-				
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-				
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	活動実績にある通り、毎年受給者数が増加し、障害児・者の福祉の向上に資する優先度の高い事業となっている。					
	また、障害認定基準に該当した者に対して手当を支給するためのものであり、成果目標が示せないことから、成果を評価することは困難である。 経費については、毎年指導監査を実施することにより、手当給付制度の適正な運用を図っているため、必要最低限の合理的なものとなっている。					
外部有識者の所見						
外部有識者点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく必要な事業であることから見直しの余地はなく、引き続き事業内容及び所要の予算規模を維持すべきである。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	502	平成23年	455	平成24年	398

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
特別児童扶養手当等給付諸費
143,965百万円

特別児童扶養手当給付費
105,550百万円

特別児童扶養手当支給業務庁費
10百万円

特別障害者手当等給付費負担金
37,446百万円

事務取扱交付金
959百万円

特別児童扶養手当の支払業務

特別児童扶養手当の支払いに係る事務費及びシステム運用・保守経費

特別障害者手当等における給付費の交付

特別児童扶養手当の支給に係る事務費の交付

【一般競争】

【交付】

【交付】

A: アルファテックス株式会社
1百万円

B: 地方厚生(支)局
37,446百万円

E: 地方厚生(支)局
959百万円

特別児童扶養手当支払システムの運用・保守業務

管内都道府県に対し、特別障害者手当等における給付費を交付

管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付

【負担】

【負担】

C: 都道府県(47)
37,446百万円

F: 都道府県(47)
959百万円

・特別障害者手当等の支給事務
・管内市又は福祉事務所設置町村に対し、特別障害者手当等における給付費を支出

・特別児童扶養手当の支給に係る事務
・管内市町村に対し、特別児童扶養手当等の支給に係る事務費を支出

【負担】

【負担】

D: 市又は福祉事務所設置町村(898)
34,471百万円

G: 市町村(1,744)
324百万円

特別障害者手当等の支給事務

特別児童扶養手当の支給に係る事務

【支給】

【支給】

特別児童扶養手当受給者
105,550百万円

特別障害者手当等受給者
37,446百万円
(都道府県分2,975百万円+市又は福祉事務所設置町村分34,471百万円)

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.アルファテックス株式会社			E.関東信越厚生局		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	システム運用・保守経費	1	交付金	特別児童扶養手当の支給に係る事務費	279
計		1	計		279
B.関東信越厚生局			F.神奈川県		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
負担金	特別障害者手当等給付費	11,915	事務費	特別児童扶養手当の支給に係る事務費(神奈川県分)	37
			交付金	特別児童扶養手当の支給に係る事務費(市町村分)	19
計		11,915	計		56
C.東京都			G.横浜市		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
負担金	特別障害者手当等給付費(市(特別区を含む)又は福祉事務所設置町村分)	3,427	事務費	特別児童扶養手当の支給に係る事務費(横浜市分)	8
扶助費	特別障害者手当等給付費(東京都分)	23			
計		3,450	計		8
D.足立区			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
扶助費	特別障害者手当等給付費	231			
計		231	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	アルファテックス株式会社	特別児童扶養手当支払いシステムの運用・保守業務	1	3	81%
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	関東信越厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等における給付費を交付	11,915		
2	近畿厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等における給付費を交付	7,630		
3	東海北陸厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等における給付費を交付	4,916		
4	九州厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等における給付費を交付	4,453		
5	東北厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等における給付費を交付	3,179		
6	中国四国厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等における給付費を交付	2,648		
7	北海道厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等における給付費を交付	1,448		
8	四国厚生支局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等における給付費を交付	1,257		
9					
10					

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	特別障害者手当等の支給	3,450		
2	神奈川県	特別障害者手当等の支給	1,758		
3	千葉県	特別障害者手当等の支給	1,506		
4	埼玉県	特別障害者手当等の支給	1,483		
5	新潟県	特別障害者手当等の支給	1,342		
6	長野県	特別障害者手当等の支給	771		
7	茨城県	特別障害者手当等の支給	571		
8	栃木県	特別障害者手当等の支給	410		
9	群馬県	特別障害者手当等の支給	408		
10	山梨県	特別障害者手当等の支給	216		

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	足立区	特別障害者手当等の支給	231		
2	江戸川区	特別障害者手当等の支給	227		
3	町田市	特別障害者手当等の支給	204		
4	練馬区	特別障害者手当等の支給	196		
5	世田谷区	特別障害者手当等の支給	168		
6	八王子市	特別障害者手当等の支給	162		
7	大田区	特別障害者手当等の支給	154		
8	板橋区	特別障害者手当等の支給	141		
9	葛飾区	特別障害者手当等の支給	129		
10	江東区	特別障害者手当等の支給	120		

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	関東信越厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	279		
2	近畿厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	210		
3	東海北陸厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	120		
4	九州厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	116		
5	東北厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	86		
6	中国四国厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	57		
7	北海道厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	56		
8	四国厚生支局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	35		
9					
10					

F.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	神奈川県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	56		
2	東京都	特別児童扶養手当の支給に係る事務	54		
3	埼玉県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	41		
4	千葉県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	39		
5	長野県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	23		
6	茨城県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	19		
7	新潟県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	17		
8	栃木県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	12		
9	群馬県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	12		
10	山梨県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	6		

G.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	横浜市	特別児童扶養手当の支給に係る事務	8.4		
2	川崎市	特別児童扶養手当の支給に係る事務	2.6		
3	相模原市	特別児童扶養手当の支給に係る事務	1.6		
4	藤沢市	特別児童扶養手当の支給に係る事務	0.8		
5	横須賀市	特別児童扶養手当の支給に係る事務	0.8		
6	大和市	特別児童扶養手当の支給に係る事務	0.7		
7	厚木市	特別児童扶養手当の支給に係る事務	0.6		
8	平塚市	特別児童扶養手当の支給に係る事務	0.6		
9	茅ヶ崎市	特別児童扶養手当の支給に係る事務	0.4		
10	小田原市	特別児童扶養手当の支給に係る事務	0.4		

事業内容		
<p>「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、地方公共団体が障害児(者)及び、障害児を監護又は養育する父母等に対して支給資格の認定等を行い、当該支給資格者に対し特別児童扶養手当等を支給するもの。</p>		
事業名	対象	補助率
特別児童扶養手当給付費	特別児童扶養手当受給者	国10/10
特別障害者手当等給付費負担金	特別障害者手当等受給者	国3/4、都道府県及び市又は福祉事務所設置町村1/4
事務取扱交付金	都道府県及び市町村	国10/10
特別児童扶養手当支給業務庁費	システム保守・運用会社	国10/10